

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
1	P1 はじめに 1つめと2つめの「・」	<p>「われわれ日本人」の書き出しには大きな違和感を覚える。この三重県には多くの外国人も住んでいる。この書き出しは非常に排外的だ。また公的な機関の「方針」に、「神」「聖域」「信仰」などを真っ先に出すべきではない。(そしてこの2点は、本中間案全体を通して感じられることである。)少なくとも私のアイデンティティの源泉には伊勢も熊野もない。</p>	<p>文化とは、「人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する」(平成19年2月9日「文化芸術の振興に関する基本的な方針」)とされているように、特定の地域の文化について検討するにあたっては、当該地域の歴史や風土はもちろんのこと、そこに暮らす人びとの生活様式や価値観等の背景にあるものにも注意を払う必要があると考えています。本方針において伊勢や熊野など精神文化を取り上げたのはそのためであり、県として、特定の宗教や信仰を支持したり、特別なものとして扱う意図はありません。伊勢や熊野の存在が本県の文化の形成に与えた影響を客観的な事実として記述したいと考えたものです。</p> <p>また、書き出しの文章についても、同様の主旨で記述したものであり、ご指摘のような「排外的な」意図はありません。県としては、今後とも、すべての県民の皆さんを対象に文化政策を推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	反映致しかねます
2	P1 はじめに P4 みえの文化の特長など	<p>全体的に、「熊野と伊勢」にこだわりすぎる、また「郷土愛」を強調しすぎるように思う。</p> <p>今後10年、20年先を見通した新しいみえの文化振興方針であるなら、歴史や地域文化だけでなく、もっと多様な文化(現代や未来を見通した)について触れてほしい。</p> <p>北勢地域なら、自動車産業、モータースポーツ、科学技術、工業技術、ものづくりなど。地域の歴史文化だけでなく、未来に続く、若者が元気になる文化が多様にあるように思う。</p>	<p>本方針において伊勢や熊野など精神文化を取り上げた意図は上述のとおりであり、伊勢や熊野の存在が本県の文化の形成に与えた影響を客観的な事実として記述したいと考えたためです。また、「郷土愛」について必要以上に強調するつもりはありませんが、自らの郷土に誇りや愛着を感じる事が幸福実感につながる面もあるのではないかと考えています。(例えば、本県が実施している「みえ県民意識調査」においては、地域や社会への貢献意欲、近所づきあいの有無、地域活動への参加度合いは幸福感と関係が深いという結果が出ています。)</p> <p>なお、文化を上述のように幅広く定義するならば、産業や科学・工業技術あるいはスポーツを文化と捉えることもできるかと思いますが、本方針では、まずは芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が掲げている文化を対象にしたいと考えています。その上で、文化振興施策の実施にあたっては、生涯学習振興や産業振興あるいは観光振興といった関連のある施策との連携を進めていきたいと思っております。</p>	反映致しかねます

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
3	P4 1(3) 三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成など	「ともに考え、活動し、成長する博物館」に期待している。市町あるいは民間が「さまざまな文化」を発信できるよう、あるいはそういった博物館や施設を作れるよう、県博物館が「ともに考え、活動」するなら、若者やリピーターが訪れる博物館になると思う。観光と遺跡の陳列に終わることの無いよう、期待する。	三重県総合博物館では、今後とも、三重が持つ「多様性」の力をテーマに、ともに考え、活動し、成長する博物館をめざして、さまざまな企画展や各種団体・企業との交流展のほか、学習交流プログラムなど、より多くの県民の皆さんが来館していただけるような魅力的な活動を展開していきます。	すでに実施しています
4	P4 2(1)方針の対象範囲	図書館は、生涯学習振興の拠点施設である。ここで、生涯学習振興を方針の対象範囲としているのに、中間案の中には図書館についての具体的な記述がない。最終案には具体的な記述をお願いしたい。	本方針は、10年先を見据えた県の文化政策に係る「基本目標」と「施策の方向性」を整理するために策定するものです。このため、「文化の拠点機能の強化」(施策の方向性5)という観点から、図書館をはじめとした県立文化施設の集積によりめざす姿や具体的な連携方策等を記述していますが、個々の施設について、改めてその目的や事業のあり方を整理し、記述することは考えていませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。	反映致しかねます
5	P4 (1)日本の精神文化の源流 - 伊勢と熊野	みえの文化の特長の一番が「宗教」でよいのか。例えば海女文化など、もっと民俗的な特長から入れないのか。	「三重の文化の特長」として伊勢と熊野を取り上げたのは、番号1のご意見に対する県の考え方に記述したように、伊勢や熊野の存在が本県の文化の形成に大きな影響を与えたのではないかと考えたためです。また、各節は、全体的・抽象的なことから個別的・具体的なことへと配置したものであり、本県の文化の一番の特長が「宗教」であると考えているわけではありませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。	反映致しかねます

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
6	P5 (2)交流による発展	外国との交流で大黒屋光太夫の例が上がっているが、三重の民衆に大きな影響を与え、今日も続いている地域文化として、唐人踊り(津市・鈴鹿市)を取り上げた方がよいのではないかと。文化の多様化・グローバル化が現代に始まったものではなく、古来大陸文化の影響を受け、日本・三重の文化が形成されてきたことを示す良い事例であると思う。	ご指摘のように、日本の文化を考える場合、外国の文化の影響を無視することはできず、また、そのような文化の多様化やグローバル化は現代に始まったことではないと思いますが、「三重の文化の特長」の一つとして「交流による発展」を考えると、全国津々浦々の人びととの交流や県内の地域間における交流がもたらした影響の方がより根源的であり、大きいのではないかと考えています。 そして、そのようなさまざまな交流による知識や情報の集積が、文化人ばかりではなく庶民まで含めた豊かな文化の層を作り、本県の発展を支えてきたのではないかと考えます。中間案にもありますように、大黒屋光太夫は一介の商人に留まらない優れた才能と教養を身に付けていましたが、そのような人物が輩出された背景には、上述のような「豊かな文化的土壌」があったものと思われる。こうした「みえの文化の特長」を象徴するものとして、大黒屋光太夫を取り上げたところです。	反映致しかねます
7	P6 (3)地域に根ざした多様な文化	「伝統的な行事や芸能、民話、食など」「伝統的な行事や芸能、民話、食、 <u>工芸</u> 、 <u>民芸</u> など」(4)「・」2つめにあるような、世界に誇る工芸品だけでなく、各地域に伝わる素朴な織物、陶芸、玩具など、民衆の生活に密着した品々を列挙してもらいたい。)」	ご指摘をふまえ、当該箇所を次のとおり修正します。 「このような豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人びとは、無病息災や五穀豊穡を祈願する獅子舞やお神楽などそれぞれの集落に根ざした伝統的な行事や芸能、 <u>工芸</u> 、 <u>民芸</u> 、民話、食などの文化を今に守り伝えてきた。(後略)」	反映します
8	P7 「不易」と「流行」の文化 1つめの「・」	「古くから変えてはならないものを守り伝える」の主体者は誰か。支配者にとって大切なものでも、被支配者にとっては人権を脅かされるような伝統文化もある。「古くから変えてはならないもの」がすべての人の幸福につながっているのか、逐一検証する必要がある。	今後、施策を実施するにあたって、参考とさせていただきます。	今後の施策の参考とします
9	P7 1 環境変化への対応	「変化のもたらす負の部分」と同様、「伝統を継承すること」がもたらす負の部分」にも目を光らせていく必要がある。歴史や伝統は良いものばかりとは限らない。無批判に継承するのではなく、きちんと判断して活かすべきものを活かす姿勢が必要であると考えます。	今後、施策を実施するにあたって、参考とさせていただきます。	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
10	P9 4 県の役割とさまざまな主体との関係等(県民の皆さんとの関係) 1つめの「・」	「民間、行政を問わず」「民間、行政、 <u>団体・個人</u> を問わず」	ご指摘のとおり、修正します。	反映します
11	P9 4 県の役割とさまざまな主体との関係等(県民の皆さんとの関係) 2つめの「・」	「さまざまな文化的な活動を行っている団体や」「さまざまな文化的な活動を行っている団体、 <u>個人</u> や」	ご指摘のとおり、修正します。	反映します
12	P10 基本目標と施策の方向性 1 基本目標(3)	「在住外国人とも積極的に文化交流し、その文化を受け入れ、そこから新たな三重の文化を生み出していくこと」「少子高齢化等の影響による地域文化継承の担い手不足解消のためには、性別や出身、国籍等を超えた多様な人材を活かすこと」を明記してほしい。	ご指摘をふまえ、当該箇所を次のとおり修正します。 「本県は、歴史的・地理的な条件から、従来、多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより発展してきた。そして、これからも <u>国や背景等を問わず多様な文化との交流・連携を推進することにより、新たなみえの文化を生み出していく。</u> (後段略)」	一部反映します
13	P11 【方向性2】 (取組方向)	「指定文化財をはじめ」「指定文化財、 <u>古文書、公文書</u> など」	「歴史的・文化的な資産」にはさまざまなものがあり、幅広く捉える必要があると考えていますが、ここでは代表的な例として指定文化財を掲げたものです。古文書にも文化財に指定されたものがあることや、すべての公文書が歴史的・文化的な資産であるとはいえないことから、原案どおりとさせていただきたいと思えます。	反映致しかねます
14	P13 3 重点施策 【方向性5】の7つめの「・」	「学芸員など」「学芸員、 <u>司書</u> など」 ・図書館の運営手法についても述べられているのに、司書が「など」で一括されているのは不自然だと思う。 ・この表現では、司書の専門性が伝わらない。図書館の質を保つためにも、専門職として継続して人材育成にあたる必要があると考える。	文化施設には学芸員のほかにも、ご指摘のあった司書や舞台技術者、事務職員などさまざまな職員が関わっておりますが、ここではより簡潔に、学芸員を例示したものであり、原案どおりとさせていただきたいと思えます。	反映致しかねます

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
15	P13 「文化交流ゾーン」のめざす姿等と施設の運営手法のあり方	従来の文化の既成概念に囚われず、質の高い、他にない特徴のある文化交流ゾーンを望む。 金沢市21世紀美術館周辺を超える日本一の文化交流ゾーンを目標として欲しい。	中間案では、「文化交流ゾーン」のミッション(理念、使命)を「『文化交流ゾーン』を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる『県民の学び・体験・交流の場』になること」としております。ご指摘のように、文化交流ゾーンが質の高い、他にない特徴のあるものとなるよう、引き続き、具体的な連携方策や運営手法のあり方を検討してまいりたいと思います。	今後の施策の参考とします
16	P14 3 (1)3つの基本的な考え方	「学芸業務等」「学芸業務・司書業務等」 ・図書館の運営手法についても述べられているのに、司書業務が「等」で一括されているのは不自然だと思う。 ・この表現では、司書業務の専門性が伝わらない。図書館の質を保つためにも、専門職として継続して人材育成にあたる必要があると考える。	文化施設の業務のうち専門性の高い業務としては、学芸業務のほかにも、ご指摘のあった司書業務やホールの管理運営に係るさまざまな業務がありますが、ここではより簡潔に、学芸業務を例示したものであり、原案どおりとさせていただきます。	反映致しかねます
17	P14 3 (1)3つの基本的な考え方	県立図書館は指定管理者制度になじまない。県立図書館は県内市町図書館・県立学校図書館等の「かなめ」の役割を果たしており、継続性・専門性・計画性ととも「指導性」が必要とされる。このことは司書等職員についても同様である。期限付きで替わる指定管理者制度ではとうてい無理で、県直営であることが必須である。「2つのパターンが考えられる」との表現ではなく、迷いなく「県直営」と書くべきである。		今後の施策の参考とします
18		県立図書館の運営手法について、2つのパターンが示されているが、中間案の記述から導き出せる県立図書館の運営方法は、直営しかないと思う。全体に感じられることだが、県立図書館に指定管理者制度を導入する積極的な理由が、この中間案には述べられていない。		今後の施策の参考とします
19	P14 3 (2)運営手法のあり方	現在の県立図書館運営の基礎は、県立図書館職員と多くのやる気のある市町村図書館職員との(連携)の結果だと聞く。県民への情報発信力はこの20数年間は特に感じなかったが、<明日の県立図書館>を策定したこの数年間の発信力は、明らかに全国レベルのものである。 よって、図書館の指定管理者を全国的に公募するのではなく、強力なリーダーシップのある職員のもとに作られた計画を実行する直営路線が妥当だと思う。	「文化交流ゾーン」を構成する文化施設(三重県総合文化センター(県立図書館を含む)、県立美術館及び三重県総合博物館をいう。以下同じ)の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしてまいります。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
20	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県立図書館(第二線図書館)の役割は、県内の、それぞれ設置母体の異なる各種図書館で構成するネットワークの基軸として機能することが最も重要である。従って、もしかりに、県立図書館に指定管理者制度を導入した場合は、このネットワークを構成している各図書館への指導・助言力や連絡・調整力が減退し、ひいてはネットワーク全体の機能が低下していく危険性を孕むことになる。</p> <p>それ故、県立図書館の運営には、単にその施設の運営の効率化を求める視点だけでは不十分であり、県全体の図書館ネットワークが十全に機能するかどうか、という視点もまた極めて重要になる。</p> <p>以上の結論として、県立図書館の今後の運営形態は、これまで通り、県直営で行っていく以外に選択の余地はなく、従って、原案(14頁上から18行目)の記述は、例えば、次のように修正してほしい。</p> <p>「なお、図書館については、図書館法の趣旨を踏まえ、県立図書館の役割とこれまでの実績を考慮して、県直営にすることが望ましい。」</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。なお、検討にあたっては、ご指摘のような図書館ネットワークが十全に機能するかどうかという視点にも配慮してまいりたいと思います。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
21		<p>一体的な運営を実現するための「(仮)経営会議」は絶対に必要ですが、関係者が胸襟を開いて議論できる会議にする工夫が必要不可欠である。</p> <p>理念や目標を語ることは単純なことだが、問題はそれを実現するための複雑な方法、手段である。(方針)の審議は必要だが、(連携)を実現するためのより具体的な(方法)の審議も必要である。</p>	<p>ご指摘のように、「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の一体的な運営を実現するためには、「(仮)経営会議」にどのような役割を担わせ、いかに機能させるかという点が重要だと考えておりますので、今後、十分に検討していきたいと思います。</p> <p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の具体的な連携方策については、3重点施策の【方向性5】の項(p12・13)で考え方を整理しておりますが、今後、これらをふまえ、より具体的に検討していきたいと思います。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
22		<p>図書館運営を民間に委託すれば、開館時間や開館日など表面的にはサービスが「向上」するかのように見えるが、そのために人件費を抑制することになれば、優秀なスタッフが育たなくなり、本質的なサービスの低下をもたらすことが目に見えている。</p> <p>市町の図書館の運営が次々と民間委託されているようだが、県立図書館まで指定管理者制度になってしまえば「三重県は公共図書館ひとつ満足に運営できないのか」と侮辱されかねない。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
23	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>図書館は「民主主義の砦」であり、万人のための公共を提供する機関である。この大切な場所を民間に委託することには、違和感を感じる。</p> <p>もし、委託が経費削減のためなら、絶対にあってはならないことだと思う。子供たちの教育や大人たちの社会教育、大切な県立図書館はぜひ直営で運営してほしい。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、運営手法のあり方については、中間案でも「3つの基本的な考え方」(県民サービスの向上に向けた一体的な組織運営、経営の自由度の向上・経営努力の反映、継続性・専門性・計画性の担保)を整理したところですが、地方独立行政法人制度や指定管理者制度を活用する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、「経費の削減」ではないと考えています。</p>	今後の施策の参考とします
24		<p>今後も県立図書館と学校図書館との連携協力関係(図書相互貸借、レファレンスサービス、人事交流)を維持・強化していくためにも、現状どおり県立図書館が県直営であることを望む。</p> <p>また、このように「中間案への意見」として個々の県民に聞くだけでなく、県立図書館との協力関係を構築してきた公共・大学図書館(三重県図書館協会)並びに学校図書館(三重県学校図書館協議会)等関係者の意見を聞いてほしい。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>	今後の施策の参考とします
25		<p>県立図書館には、民主社会を支える基盤としての役割や市町図書館を支援する役割がある。県民が幸せな暮らしを確保するために、図書館は「県の直営」がふさわしいと考える。収益性だけでなく、公益性に目を向けていただきたい。</p>		今後の施策の参考とします
26		<p>図書館は指定管理ではなく、今までと同様に県直営で運営すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的・継続的に図書館を運営するためには、県が直接、責任を果たすべきであると思う。 ・図書館が持つ個人情報や営利目的も備える民間事業者が管理することにも不安を感じる。 ・民間事業者が運営している図書館がメディア的には成功を収めているように見えるかもしれないが、図書館の本質からは外れている図書館であると感じる。 	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、民間事業者が個人情報を管理することに不安を覚えるのご指摘については、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、個人情報については、指定管理者との協定の中で、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理するように求めますので、不適切な取扱いがなされることはないと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
27	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県立図書館の運営手法について、直営・指定管理の2つのパターンが考えられるとあるが、技術的な視点からも、基本理念(公立図書館のミッション)の視点からも、指定管理者制度の導入には看過できない問題があり、直営以外の選択肢はあり得ないのではないか。</p> <p>の視点から 三重県全域を視野に入れた図書館サービスの展開を考える時、県立図書館1館の活動で、これを実現することは不可能である。まず、公共図書館サービスの最前線にある市町図書館のサービス強化が考えられなければならない。その際、県立図書館は、各市町図書館をサポートし、県内図書館の様々な活動をサポートする“図書館の図書館”としての役割を果たさなければならない。こうした県立図書館の活動があって、初めて県内全域にわたる図書館網が有機的に機能し、県民のためのきめ細かい良質な図書館サービスが実現することとなる。</p> <p>本当に県民に役立つ県立図書館にするためには、直営と司書職制を堅持すること。そして、司書という専門性の高い人材を鍛え上げることにこそ意を注ぐべきである。</p> <p>の視点から 「知る自由」を保障するという図書館の使命は、軽視されることがあってはならない。このような責務は、我々の社会の枠組みや住民自治の理念と直接関わるものであり、自治体はその責任において、公費で公共図書館を運営することの正当性も、図書館利用の無料原則の根拠もそこにある。それは、まさにナショナル・ミニマムであると同時に、シビル・ミニマムであり、指定管理者制度導入の根底にある市場原理主義に馴染むものではない。</p> <p>住民自治の根幹と関わる図書館の公益性は、自治体の首尾一貫した関与、即ち磨き上げた直営手法によってこそ担保されるものと考えらる。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、運営手法のあり方については、中間案でも「3つの基本的な考え方」(県民サービスの向上に向けた一体的な組織運営、経営の自由度の向上・経営努力の反映、継続性・専門性・計画性の担保)を整理したところですが、どのような運営形態であっても、ご指摘のような図書館サービスの継続性や司書の専門性は不可欠であり、それが担保できるような措置を講じなければならないと考えています。また、「知る自由」を保障するという図書館の使命を軽視するものではございません。</p> <p>さらに、図書館の運営は指定管理者制度導入の根底にある市場原理主義と馴染まないのご指摘をいただきましたが、地方独立行政法人制度や指定管理者制度を活用する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、「経費の削減」等合理化のためではないと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
28	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県立図書館の運営は「直営」しか考えられない。 <理由> 1.「図書館」という機能から 図書館とは、生涯学習の拠点であり、民主主義の基盤を支える“知る権利・学ぶ権利”を保障するところであり、それを支えるのが“司書”という専門職である。「文化」ということを考えるのなら、その根底を下支えし続ける職種であり、その機能が図書館であると考え。この役割を、市場原理で動く、公益性のない「業者」である「指定管理者」に委ねることに、非常に危機感を抱く。</p> <p>2.「県立」という立場から 人々の“知る自由”を保障するためには、図書館は単体では機能できない。県内はもちろん世界各国の図書館とつながっていなければ全うできず、そのハブ的役割を果たすのが県立図書館である。</p> <p>また、市町の図書館からは、そのあり方や運営を考える上でモデル的立場となっており、様々な中心的役割を担っている。</p> <p>現在、どの市町の図書館も財政難などを理由にそのあり方を問われ、揺れ動いているのが現状だが、しかし、市町の図書館は、地域づくり町づくりの拠点ともいべき機関である。その市町図書館を支える県立図書館が、公益性から離れた市場原理に委ねられてしまえば、市町図書館もすべて土台を失い機能できなくなるのではないかと深く憂慮する。図書館全体としての機能を損なうことのないよう、県立図書館は「直営」のまま運営されることを強く願っている。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県立図書館(司書)の持つ専門性やハブ的な存在として市町図書館を支える役割を公益性から離れた市場原理に委ねることで、図書館全体としての機能を損なうのではないかとのご懸念については、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、引き続き県立(公立)であることに変わりはありませんので、公益性の確保は不可欠であると認識しています。この点は、指定管理者募集の段階から配慮すべきであることから、業務仕様書に公益性の確保のために必要な事項を掲げる必要があると考えています。</p>	今後の施策の参考とします
29	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県内の市町図書館は規模もサービス水準もさまざまのようだが、いずれも県域の図書館を支えるための県立という安定した支え手が必要だと考える。</p> <p>図書館は収益事業ではなく、採算性で図ることができる施設ではないため、県立図書館への指定管理者制度導入には反対である。</p> <p>図書館という施設に固有の継続性・専門性が制度導入により分断され、利用する県民にとってマイナスにならないようにしてほしい。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、どのような運営形態であっても、ご指摘のように図書館サービスの継続性や専門性が分断され、県民サービスの低下につながるような必要措置を講じなければならぬと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
30		<p>県立図書館の運営手法について、中間案に記載されている市町との関係や公益性の発揮等を実現するためには直営以外考えられないため、指定管理者制度による運営には反対である。</p> <p>県民にとって、図書館は生涯学習、知る権利を保障するとても大切な施設だと思う。</p> <p>そもそも、総合文化センターやその他施設にも指定管理者制度が導入されているが、文化振興の施設に指定管理者制度を採用される理由は何か？合理化のため、予算削減のため、人員削減のために文化施設を指定管理者に委託されるのであればとても残念である。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、文化施設に指定管理者制度を導入する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、予算削減や人員削減のためではないと考えています。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
31	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>運営方針について、「指定管理+地方独立行政法人(+直営)」となっている点について疑問を感じている。</p> <p>東日本大震災においても過去の津波被害を記録し、継承することの重要性が指摘されているが、先人の知恵を後世に伝えることも、「アーカイブ」である、博物館・美術館・図書館の非常に重要な役割である。中間案に示されている運営手法では、地味で、集客につながりにくい資料の収集・保存が行われるのか疑問に感じる。数年ごとの契約の指定管理者において数十年・百年先のことを考えた収集・保存が行われるとはとても考えられない。</p> <p>現在われわれが、過去の知恵を利用できているのは、これまでの3館職員のためめ努力の成果である。今後も未来の利用者のために資料を収集・保存するためには、三重県の直営で運営されるのが望ましいと考える。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘のように、博物館・美術館・図書館においては、資料の収集・保存が重要な機能の一つであると認識しています。このため、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、資料は引き続き県の財産であり、県として適切な収集・保存が行われるよう必要な措置を講じる責務があると考えています。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
32		<p>全国的にも指定管理者に委託する施設が増えているが、良い面ばかりではないと感じることから、県立図書館は県直営にしていきたい。</p> <p>県立図書館は、三重県の図書館として、過去を受け継ぎ、未来へつないでいかなければならない。行政は無くなることはないが、指定管理者制度をとると、委託先が変わることもあるかと思う。その時、資料やサービスをきちんと引き継いでいってもらえるのか不安である。</p> <p>「文化交流ゾーン」として一元管理したいというのなら、美術館・博物館が地方独立行政法人化するため、図書館も直営のうえ、それぞれで意見をまとめる場があれば良いのではないかと。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘のように、指定管理者には指定期間の定めがあり、一定期間で変わることが想定されますが、県としては、指定管理者の交代により資料が散逸したり、サービスが低下することがないように必要な措置を講じなければならぬと考えています。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
33	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県立図書館には図書館のための図書館としての役割があり、。市町の図書館と連携し、市町の図書館の活動を支援することで全県民にサービスを提供している。</p> <p>市町の図書館は直営・指定管理・委託などの形態で運営されているため、県立図書館が中立的な立場で市町の図書館を支援するには直営であるべきだと思う。また、県立図書館の司書が力を発揮できる直営であることが望ましいと考える。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>	今後の施策の参考とします
34		<p>県立図書館は、県内図書館のハブ図書館として、三重県の文化行政において重要な役割をになっている。</p> <p>図書館行政において相互連携は、日常業務として行われており、また、県立図書館は、イベント開催や巡回展示の開催などイニシアチブをとって県内図書館の活発な活動に寄与している。</p> <p>市町村立図書館が様々な運営形態を持つ今、すべての図書館に対して中立的立場で支援を行っていただけよう、運営主体について慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>なお、県立図書館には中立的な立場で市町図書館を支援する必要があるとのご指摘については、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはないことから、受託者の如何を問わず、中立性は保たれなくてはならないと考えています。(指定管理者の業務は、県との協定により規定されるものであり、中立性を損なうような対応は事実上不可能であると思われる。)</p>	今後の施策の参考とします
35		<p>県立図書館が学校教育や社会教育に積極的に関われるのは、県直営で、高い専門的な知識を持つ司書が配置されているからではないか。</p> <p>指定管理者制度が導入されると、コスト削減が一番優先され、今のような専門性のある人材が置かれず、研修も受けられない人が置かれるのではないかと憂慮する。</p> <p>教育的な観点からは、県立図書館は、県直営としていただいた方がいいと思う。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、指定管理者制度を導入する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、「経費の削減」ではないと考えています。また、ご指摘のように、県立図書館においては専門性の担保や人材育成が重要な課題であると認識していますので、それらが解決されるよう必要な措置を講じなければならないと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
36		<p>県立図書館には、他の図書館や関係機関と密接な連携をすることが求められているが、民間委託された場合、他の図書館等と連携が取りにくくなるのが充分予測される。指定管理者制度が導入された場合、長期的視野に立った運営が難しくなり、また、職員の研修機会の確保や後継者育成等の期間も難しくなると考えられる。</p> <p>以上の理由から、県立図書館を現行のまま、県直営の機関として存続していただくことを強く望む。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘のように、県立図書館においては他の図書館等との連携や人材育成が重要な課題であると認識していますので、それらが解決されるよう必要な措置を講じなければならないと考えています。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
37	<p>P14 3 (2)運営手法のあり方</p>	<p>図書館は無料が大前提であり、利潤追求を目的とする民間会社等を入れるのには最も馴染まない。利益を生むにはサービスを低下させるか、人件費を下げるしかなく、能力の高い専門職(司書)が育たない。それが又サービスの低下に繋がるという悪循環になる。</p> <p>図書館は県民の知る自由、知る権利を保障する砦であり、この重大な責任や義務を県が放棄し、民間会社等に任せてしまうのは、県として大変恥ずかしいことだと思う。</p> <p>また、市町図書館をまとめ、連携したり、支援するのも県立図書館の大切な仕事であり、それを担うのが、競争原理が働く民間会社等になれば、効果的で平等な協力関係を維持するのが難しくなり、県全体のサービスが一気に低下してしまう。</p> <p>全国的にも、都道府県立図書館に指定管理者制度を導入しているところは1県だけであり、都道府県立図書館に指定管理者制度が馴染まないことを物語っていると思う。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、ご指摘のように、サービスが低下したり、市町図書館との効果的で平等な協力関係が損なわれたりすることがないように必要な措置を講じなければならないと考えています。</p> <p>また、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、県としては、引き続き、県民の知る自由、知る権利を保障する責務を果たしていかなければならないと考えています。(指定管理者制度の導入が、そのような県の責務を放棄することにつながるとは考えていません。)</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
38	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>県立図書館の運営は「直営」でお願いしたい。 <理由> 「図書館」という“教育”の場に市場原理で動く「指定管理者制度」を導入していただきたくない。 「無料の原則」にのっとり、すべての県民の「学習権の保障」をし、民主主義を具現化するのが「図書館」という機能であり、行政が責任を持って「直営」で運営すべきものと考えます。 市町図書館や図書館未設置自治体への支援が県立図書館の重要な柱であるはずであり、「指定管理者」という「業者」が担えるものではないと思う。 県民一人ひとりのために、三重県の将来を見据えて熟慮し、現在の県立図書館のあり方<直営>を守って、さらに発展していくよう力をいただくことを切に願っている。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。 なお、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、ご指摘のように、市町図書館や図書館未設置自治体への支援が滞ることがないよう必要な措置を講じなければならないと考えています。 また、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、県としては、引き続き、ご指摘のような図書館の機能を担っていかねばならないと考えています。(指定管理者制度の導入が、そのような図書館の機能を放棄することにつながるとは考えていません。)</p>	今後の施策の参考とします
39		<p>三重県の様々な図書館を統括し、リーダーとなっている県立図書館が、一企業の職員による運営となってしまったら、はたして今まで通り、専門性を発揮して県全体の図書館のレベル向上に力添えをいただけるのか、ということに危惧している。 また、県立図書館は、三重を代表する公共図書館として様々な場で発言や報告をしていただくことも多いと思うが、これを企業に任せてしまってよいものか、ということについても不安に思う。 以上のことから、指定管理者による運営ではなく、今まで通り県直営の施設であることを希望する。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。 なお、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、ご指摘のように、専門性の発揮や県内図書館への支援が行えるよう必要な措置を講じなければならないと考えています。 また、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、三重を代表する公立図書館として発言や報告を求められる際には、県としての考え方をしっかりと整理したうえで、指定管理者に伝えていきたいと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
40	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>何故図書館だけ指定管理を考えているのか。美術館、博物館、図書館の中で、県民が一番使う施設は図書館であるはずなのに、そこに何故力をいれないのか、甚だ疑問だ。</p> <p>運営手法のあり方について3つの基本的な考え方を掲げているにもかかわらず、何故図書館だけ別組織にまかせようとするのか理解しがたい。</p> <p>市民、県民が何かを本気で調べようと思った時に使うのが図書館だ。ならば、図書館という施設を運営するのも、この県に根付いた人にしてもらいたい。</p> <p>市民や地域との連携を図ろうとしているのならば、県直営にするべきではないだろうか。その方が、信頼関係も築きやすいと考える。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中間案で整理した運営手法のあり方に係る「3つの基本的な考え方」(県民サービスの向上に向けた一体的な組織運営、経営の自由度の向上・経営努力の反映、継続性・専門性・計画性の担保)をふまえれば、新たな運営手法としては、地方独立行政法人制度や指定管理者制度の活用が考えられますが、現行法令上、図書館には地方独立行政法人制度の活用が認められていませんので、選択肢の一つとして指定管理者制度の活用を検討することとしたところです。(博物館と美術館については地方独立行政法人制度の活用を検討しています。)</p> <p>指定管理者制度を導入する最も重要な目的は「県民サービスの向上」ですが、どのような運営形態であっても、引き続き、県民の皆さんにより質の高い図書館サービスを提供できるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
41	P14 3 (2)運営手法のあり方	<p>今後も県直営で運営してほしいと願っている。理由は3つある。</p> <p>ひとつは、安定かつ専門的なサービスを継続してほしいから。期限の限られた指定管理の場合、はたして長期的展望にたって運営できるのか、危ぶまれる。</p> <p>第2に、県立図書館には市町、そして学校図書館をバックアップする重要な役割がある以上、県が直接運営し、責任をもつべきだと思う。</p> <p>第3に、指定管理にしても、コストパフォーマンスは少ないと思う。県直営でできることはまだまだあるはず。</p> <p>文化県みえというからには、県直営の、誰もが便利に自由に使える県立図書館の確立を、これから展望してもらいたいと願っている。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘のように、指定管理者には指定期間の定めがあり、一定期間で変わることが想定されますが、県としては、仮に指定管理者制度を導入した場合でも、専門的なサービスを安定かつ継続して提供するとともに、市町や学校図書館に対する支援機能が低下することがないよう必要な措置を講じなければならないと考えています。</p> <p>また、このたび、指定管理者制度の導入の是非を検討することとしたのは、コストパフォーマンスを高めながら、さらなる県民サービスの向上を図るためです。</p>	今後の施策の参考とします
42		<p>県立図書館の運営は、「県直営」しか考えられない。</p> <p>理由： 県立図書館は、図書館の図書館である。県立図書館が市場原理に委ねられてしまえば、学習権を保障し、地域作りの拠点となっている市町図書館が、土台を失い機能できなくなるのではないかと考える。</p> <p>県立図書館には中心館として、市町図書館では対応がむずかしい高度な資料・情報提供やレファレンス、資料保存などの役割が求められる。これらの業務には、専門職としての司書の存在が欠かせない。雇用が不安定であれば、目先の数字に左右され、専門性を高めることは難しい。県民のためのきめ細かい良質な図書館サービスを実現するためには、直営であることが必要である。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、仮に指定管理者制度を導入する場合でも、県立図書館としての専門性を担保するとともに、市町図書館への支援機能が低下することがないよう必要な措置を講じなければならないと考えています。</p>	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
43		<p>まず、思うのは、視点がどうしても「津中心」、津の「文化交流ゾーン」となっているということ。遠方に住んでいるものとしては、ひとつひとつの施設がしっかり運営されて、緩やかに連携していればそれで充分である。</p> <p>県立図書館が指定管理になるということが大問題である。図書館は県民の課題解決に役立つ、なくてはならない大切な施設であり、目先の収益にしばられ長期的な視野にたてない指定管理にはそぐわない。また、県内には様々な運営形態の図書館があるため、公平性からも県立図書館は直営であるべきである。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘のように、指定管理者には指定期間の定めがあり、一定期間で変わることが想定されますが、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、設置者(かつ指定管理の委託者)である県として、しっかりとした長期的な展望を持って対応していきたいと考えています。</p> <p>また、受託者の如何を問わず、指定管理者の業務は、県との契約により規定されることから、公平性を損なうような対応は事実上不可能であると思われます。</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>
44	<p>P14 3 (2)運営手法のあり方</p>	<p>県立図書館への指定管理者制度の導入に反対である。公共図書館は生涯学習の拠点的施設であり、利用は無料であることが原則となっている。このような、収益をあげることができない施設であるという点だけみても、民間企業に運営をまかせることは無理があると思う。図書館司書が仕事に対する情熱と気概を持って継続して働き続けるためには、きちんと保障された立場が必要である。</p> <p>また、県内の市町村立図書館のハブ的存在である県立図書館は中立的な立場を保ち、どの図書館に対しても公平に支援を行っていかなければならない。民間企業が運営することになった場合、さまざまな運営形態を持つ市町村立図書館に対して公平性、中立性が保たれるのか、おおいに不安が残る。</p>	<p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めることとしています。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、図書館の利用は無料が原則であり、収益性がないという特殊性があることは承知していますが、その点だけをもって、民間企業に運営を任せることに無理があるとはまでは言えないのではないかと考えられます。</p> <p>また、職員の身分の安定は、どのような組織にあっても重要な要件ですので、引き続き、留意していく必要があると考えています。</p> <p>さらに、民間企業が運営することになった場合、公平性、中立性が担保されるのか不安があるのご指摘については、仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはないことから、受託者の如何を問わず、公平性や中立性は保たれなくてはならないと考えています。(指定管理者の業務は、県との協定により規定されるものであり、公平性や中立性を損なうような対応は事実上不可能であると考えています。)</p>	<p>今後の施策の参考とします</p>

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
45	(箇所指定なし) 全体をとおして	「連携」というコトバがあまりにも多い。新しいみえの文化振興には、(県民との協創)と(関係機関との連携)は極めて妥当な発想ではあるが、<連携の実りある実現>がいかにかに困難であるかに思いが至る。	今後とも実りある連携が実現できるよう努めてまいりたいと思います。	今後の施策の参考とします
46	(箇所指定なし)	全方位的な文化振興戦略ではなく、特徴ある三重県らしさに注力して欲しい。	中間案では、「みえの文化の特長」(p4～7)でみえの文化の特長を4点整理したうえで、「2 長所の伸長」(p8)では「今後とも、これらを生かしてさらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていく」としています。 また、施策の方向性を5つ掲げ、そのうち「[方向性1]人材の育成」と「[方向性5]文化の拠点機能の強化」については、特に重点的に実施すべき施策(重点施策)と位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいくこととしています。 方針策定後は、以上のような考え方にに基づき、文化政策を推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	今後の施策の参考とします
47	(別添資料) P15 (1)広げる・高める(人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める) (成果)の3つめの「・」	「高い芸術性や本物の文化にふれる機会を提供」することは、図書館の役割とは少し違うと思う。図書館の役割には、様々な立場の蔵書の中から自分自身で資料を選び、自ら学ぶ学習施設であると同時に、人々の知る自由を保障する情報センターであることが求められている。	当該文章の前半は、県立文化施設が「文化と知的探求の拠点」としての機能を高めてきたことを記述したものであり、図書館にも当てはまるものと思いますが、後半は、ご指摘のように、図書館の役割に照らして、直接当てはまらない内容ですので、次のとおり修正します。 「 <u>県立文化施設</u> が「文化と知的探求の拠点」としての機能を高め、公演や博覧会等を通じて、高い芸術性や本物の文化に触れる機会を提供」	反映します
48	(別添資料) P17 (5)支える(文化振興の取組を支える) (課題)の最後の「・」	(文化振興基金の枯渇)が事実であれば、安易で低価格のアウトソーシングを選べばますます文化活動は劣化する。課題解決への道は現有職員の活性化にこそ求めるべきだと思う。	厳しい財政状況の中で、外部への業務委託による効果的、効率的な業務運営が求められる面もありますが、今後とも、外部への業務委託を検討するにあたっては、ご指摘の点に配慮してまいります。 また、3 重点施策の【方向性5】の項(p13)にもありますように、今後とも、各施設の人材の育成や専門分野を越えた交流の充実に努めてまいります。	今後の施策の参考とします

「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案に係るパブリックコメントの結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	反映結果等
49	(箇所指定なし) 「三重県文化審議会文化交流ゾーン検討部会報告書(案)」(平成26年1月)p12 (注2)県立図書館の現在の運営について	「県立図書館の清掃や警備等については、三重県総合文化センターの指定管理者に委託しています。すなわち、県立図書館の現在の運営は県直営に分類されますが、実際には指定管理(一部指定)に近い形になっています。」とあるが、清掃や警備などの施設管理は、多くの図書館が業者委託で行っている。この文章から見れば、これらの図書館はすべて指定管理(一部指定)に近い形ということなのか。	県立図書館は、三重県総合文化センター内に設置されているとともに、同センターの指定管理者に清掃や警備等を委託していることから、「実際には指定管理(一部指定)に近い形になっている」と記述したものです。 したがって、施設管理業務を外部に委託している図書館がすべて指定管理(一部指定)に近い形であるというわけではありません。	
50	(箇所指定なし)	三重県総合博物館の展示室(常設、企画)直前までのロビー、ミュージアムショップ、図書閲覧、公文書館は無料にして欲しい。(入館料かかる公文書館は他県に例がありますか?)	ご指摘のエリアやサービスについては、無料をご利用いただけます。 今後とも三重県総合博物館(MieMu:みえむ)をよろしく願います。	すでに実施しています
51	(箇所指定なし)	人材育成について 高等学校と高等学校所在地自治体との連携を促す仕組みを作る。 所在地自治体が行う意見募集に対して、所在地高等学校は積極的に意見を募るようにする。 三重県議会で開催される高校生議会を、所在地自治体単位でも高校生議会を開催し、高校生の考えに耳を傾ける仕組みを作る。	申し訳ございませんが、ご意見の内容は本方針で検討の対象としている事項ではございません。なお、高等学校と高等学校所在地自治体との連携を促す仕組みを作るべきとのご意見については、県立高等学校を所管する三重県教育委員会へお伝えします。	
52	(箇所指定なし)	情報発信の仕方 集会所施設や公共施設にて、無線LAN設備を強化する。携帯情報端末(スマートフォンやタブレット型端末)からの情報発信を想定した設備投資に力を入れて欲しい。 無線LAN設備の維持管理のための資金集めとして、自動販売機併設型の無線LAN設備や太陽光発電併設型の無線LAN設備を進めて欲しい。	県立文化施設のうち、すでに三重県総合文化センター(施設利用者サービスの一環として各会議室等で利用可)、三重県総合博物館(一部のエリア)及び県立図書館(一部のエリア)においては無線LAN設備をご利用いただくことができます。 ご指摘のように、今後、携帯情報端末を活用した情報提供の機会が一層増加するものと思われませんが、一方で、厳しい財政状況からすべての県立文化施設に無線LAN設備を整備することは難しい状況です。今後とも、施設利用者のニーズや費用対効果を見極めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願います。	